

## 第22期第22回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年7月10日（水） 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館  
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

### 3 議 題

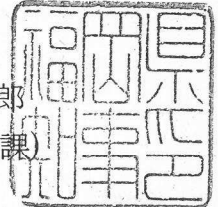
- (1) 福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等の公示について  
(諮問) 資料1
- (2) 令和6年度福岡県有明海区における機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可方針  
について（協議） 資料2
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について（協議） 資料3
- (4) さし網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について（報告） 資料4
- (5) 令和6年度ビゼンクラゲ漁業の操業始期について（報告） 資料5
- (6) その他

6漁管第621号

令和6年7月4日

福岡県有明海区漁業調整委員会  
会長 半田 亮司 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を除く。)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	制限なし	制限なし	5 隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業							
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	制限なし	制限なし	2 隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日まで

## 資料 2

(22期22回有明漁調委)

(令和6年7月10日)

### 令和6年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針 (案)

#### 1 制限措置に関する事項

##### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻（25統）以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

##### (2) 船舶の総トン数

定めなし

##### (3) 推進機関の馬力数

定めなし

##### (4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

##### (5) 漁業時期

令和6年9月20日から11月30日まで

#### 2 許可の有効期間

1年

#### 3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇3-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

#### 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
  - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参 考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 2海里以上
〃	白色	1灯	〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1対	〃 〃
(又は両色灯		1灯)	
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 〃
〃	白色	1灯	〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1対	〃 1海里以上 (又は両色灯 1灯)
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福岡県	許可隻数	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	
	許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）									
	条件	(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。 (2) 僚船は〇〇丸（F〇〇-〇〇〇〇〇）以外の船を使用してはならない。 (3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
佐賀県	許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	6隻(3統)	2隻(1統)	
	許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）									
	条件	1 次に掲げる区域で操業してはならない。 (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。 (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									

## 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について

- ・今年度の九州ブロック会議は、福岡県で開催（令和 6 年 10 月 29～30 日予定）
- ・毎年、九州ブロック会議に議題を提案
- ・九州ブロック会議で承認され、その後、全漁調連の総会で採択されれば、国への要望に内容が盛り込まれる。

## 過去の提出議題（平成 25 年～令和 5 年）

年度	議題名	備考
H25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について</li> <li>・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日韓漁業協定に基づく相互入漁。</li> <li>※日韓両国間の民間協定である EEZ 内での操業トラブル防止策（ホットライン）が実施</li> <li>・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。</li> </ul>
H26 ～29 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について</li> <li>○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28 年 5 月以降、相互入漁なし。</li> <li>・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。</li> </ul>
H30 ～R4 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について</li> <li>○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2 年 9 月、国は R5 年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定。</li> <li>・R3 年 3 月、国は TAC 魚種拡大に向けたスケジュールを公表。</li> </ul>
R5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について</li> <li>○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</li> <li>○新たな資源管理措置について <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源評価制度の向上</li> <li>・TAC 対象魚種追加の慎重な議論</li> <li>・遊漁者に資源管理を行わせる体制整備</li> <li>・漁業経営に配慮した漁獲管理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6 年 3 月、国は資源管理の推進のための新たなロードマップ（ステップアップ管理）を公表</li> </ul>

## 参 考 資 料

### 「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

#### 記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること。

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連した物に絞り込む  
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。  
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る  
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題 （要望事項）・協議事項・照会）

我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国EEZ内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定であるEEZ内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国のEEZ内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る  
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場がありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る  
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題 **（要望事項）**・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された資源管理の推進のための新たなロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、**ステップアップ方式により課題解決を図りながら、漁獲可能量による管理をすすめる**こととされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

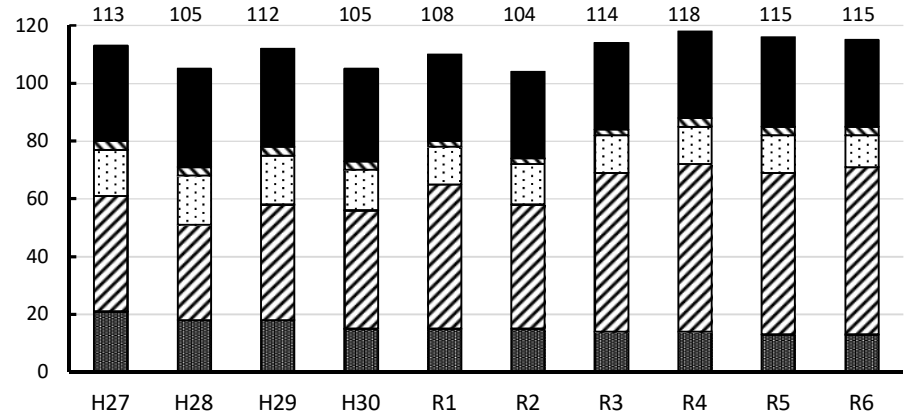
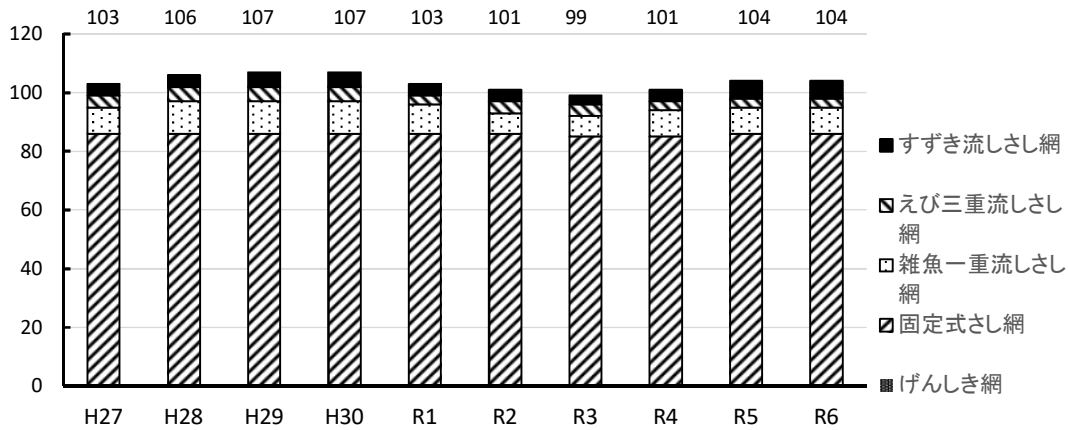
- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 **ステップ3への移行までに**、TAC管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から追記した部分

資料 4  
 (22期22回有明漁調委)  
 (令和6年7月10日)

○令和6年7月1日～令和7年6月30日 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許認可状況について（令和6年7月1日現在）

組合名 漁業種類	福岡県⇒佐賀県（R6佐賀県許可隻数）										佐賀県⇒福岡県（R6福岡県許可隻数）										
	大川市	川口	浜武	沖端	両開	柳川	血垣開	大和	三里	福岡県計	諸富町	大詫間	南川副	広江	東与賀町	久保田町	芦刈	福富町	新有明	大浦	佐賀県計
すずき流し刺し網	0	3	2	0	0	0	0	0	1	6	4	0	9	10	2	3	0	1	0	1	30
えび三重流し刺し網	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
雑魚一重流し刺し網	3	2	4	0	0	0	0	0	0	9	3	0	3	2	0	2	0	0	0	1	11
固定式刺し網	29	9	16	23	0	3	1	2	3	86	23	3	18	0	1	2	0	2	5	4	58
げんしき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	13
計 (120隻以内)	33	14	22	24	0	3	1	2	5	104	42	3	30	15	3	7	0	3	5	7	115



福岡県から佐賀県への入漁隻数

佐賀県から福岡県への入漁隻数

## 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮



### 1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

### 2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

### 3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)





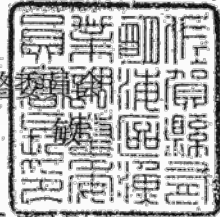
◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保



- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33度10分57秒、 東経 130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を  
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及  
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結  
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒
エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒
カ	北緯	33度08分34秒、	東経	130度20分08秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下   |
| (2) 網丈             | 9メートル以下     |
| (3) 網の目合           | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具         | 1統          |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで



## 重要なお知らせ

# ビゼンクラゲ(アカクラゲ)の採捕が規制されています！

福岡県有明海区漁業調整委員会指示による採捕制限(指示期間:R4.6.1~R7.5.31)

### ① 採捕の規制(クラゲを獲る全ての人を対象)

- ・適用海域 **福岡県有明海区(農共海域を含む)**
- ・採捕禁止期間 **6/1~6/30 及び 11/1~翌年5/31**  
**採捕可能期間は、7/1~10/31だけ**
- ・採捕禁止サイズ **傘幅40cm未満は採捕禁止**  
(傘幅:脚が付いた状態のクラゲ傘の外側直径)
- ・採捕禁止区域(周年) **裏面のとおり**

### ② さらに、固定式さし網漁業(許可漁業)でクラゲを獲る場合には、次の規制も適用

- ・使用漁具数 **1隻1統まで**
- ・網の長さ **250m以下**
- ・網の丈 **9m以下**
- ・網の目合 **20cm以上**
- ・夜間操業時 **漁具に灯火標識**

※さらに、平成27年7月1日から、許可の『制限又は条件』に次の事項が追加。(クラゲ漁獲時以外でも必要)

- ・ボンデンには、**水面の1m以上の高さに旗を設置し、旗色は上手側・西側は赤、下手側・東側は黒**

**違反した場合は罰則が適用されることがあります。**

※ 佐賀県海域でも同様の採捕制限が出されています。

お問い合わせ先：福岡県 農林水産部 水産局 漁業管理課 漁業調整係  
TEL 092-643-3556

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線によって  
 囲まれた区域で採捕してはならない。

(世界測地系)

番号	北緯	東経
ア	33° 05' 39"	130° 21' 46"
イ	33° 05' 08"	130° 21' 41"
ウ	33° 04' 48"	130° 21' 40"
エ	33° 03' 51"	130° 21' 25"
オ	33° 03' 51"	130° 21' 33"
カ	33° 04' 48"	130° 21' 47"
キ	33° 05' 08"	130° 21' 49"
ク	33° 05' 39"	130° 21' 54"

